

発行/松戸市
編集/市民部 市民安全課
〒271-8588 松戸市根本387の5
☎047-366-7285 047-366-7615
✉mcanzen@city.matsudo.chiba.jp
URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



電話de詐欺は電話で対策

～犯人は通話の録音を嫌がります～



対策1 家の電話を普段から留守電に!

- 在宅中でも留守ボタンを点灯しましょう。
- 相手が名乗ってから受話器を取るようにしましょう。



対策2 着信拒否機能や警告・通話録音機能を活用!

- 着信拒否機能を活用しましょう。
登録した相手以外の電話を受け付けない電話機を活用
- 警告・通話録音機能を活用しましょう。
録音すると警告し、実際に録音できる電話機や自動通話録音装置を活用

※自動通話録音機は、電話機の種類や電話回線の環境によって利用できない場合があります。



録音のため
防犯のため

対策3 いま、松戸市で一番多い手口を知る!

- 身内を名乗り金銭の工面を要求されたら!
→ 以前から知っている身内の番号にかけなおす。
- 警察、銀行からキャッシュカードの交換と言われたら!
→ 一旦電話を切り、家族や下記連絡先へ相談する。

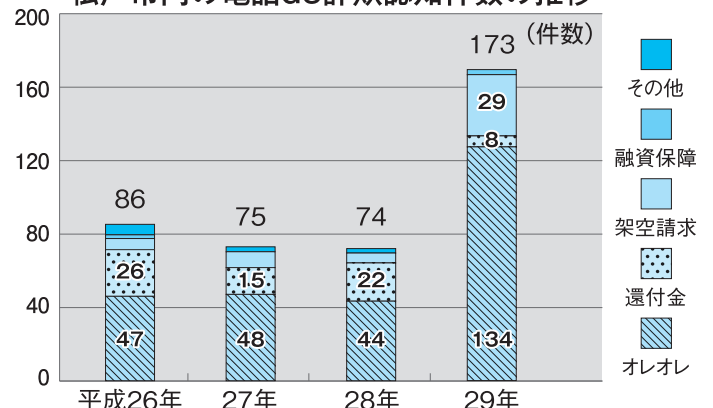
※キャッシュカードを預かると言われたら100%詐欺です!



まずは相談を!! 連絡先一覧

- 電話de詐欺相談専用ダイヤル(千葉県警察本部) … ☎0120-494-506 (平日8時30分～17時15分)
- 緊急時 ……………… ☎110
- 相談サポートコーナー(千葉県警察本部) … ☎#9110
※犯罪被害や警察全般に関する相談などに対応 (平日8時30分～17時15分)
- 松戸警察署 ……………… ☎369-0110
- 松戸東警察署 ……………… ☎349-0110
- 松戸市市民安全課 ……………… ☎366-7285 (平日8時30分～17時)

松戸市内の電話de詐欺認知件数の推移



松戸市内の電話de詐欺の認知状況

	平成28年中	平成29年中	前年比
被害件数	74件	173件	99件増
被害金額	約1億2,000万円	約2億9,200万円	約1億7,200万円増



迷惑となる客引き行為等の 防止対策や罰則が強化されます!

松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正

市では、主に駅周辺での客引き行為等の防止対策や罰則を強化することにより、安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的として、平成29年12月26日に松戸市安全で快適なまちづくり条例を改正・施行しました(罰則等に関する事項については、平成30年4月1日から施行)。

市内の公共の場所での客引き行為等を禁止するほか、客引き行為等禁止特定地区において客引き行為等をした場合、過料・公表の対象となります。

規制対象となるのは、以下の飲食店営業等です。

- 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
(居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ピンクサロンなど)
- 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
(カラオケボックス)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業
(ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルスなど)
- 専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業
(エステ、あかすり、整体、マッサージ、洗髪、マニキュアなど)

※不特定多数の人に対して行うティッシュ・チラシ配りについては、本条例の規制の対象外です。

指導・勧告・罰則の対応について

市内全域の公共の場所

違反行為

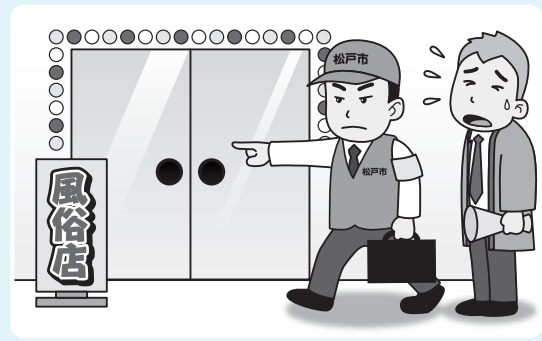
- 客引き** 通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、客とするために言語または動作によって積極的に誘う行為
- 客待ち** 客引きをする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為
- 勧誘 (スカウト)** 通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、一定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為
- 勧誘待ち (スカウト)** 勧誘をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為
- 店舗側の客引き利用** 客引き行為等により紹介を受けた人と知りながら、その人を客として営業所内に立ち入らせる行為



市長はあらかじめ指定する市民等に指導を行わせることができます。(要講習)



指導・勧告



指導・勧告の実施のため必要があると認められる場合は立ち入り調査等を行うことができます。

客引き行為等禁止特定地区
本条例における重点推進地区7地区のうち、松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の3地区

- 公表** 違反者の住所・氏名・違反行為等については公表の対象となります。
- 過料・両罰規定**
 - 過料5万円以下の罰則となります。
 - 違反行為者を罰する他、事業者等に対しても過料を科します。

- 情報の提供**

店舗場所提供者

立ち退いてもらおう!

□□月△△日

○●店

客引きにより、過料を科しました。

店舗で違反行為がありました!

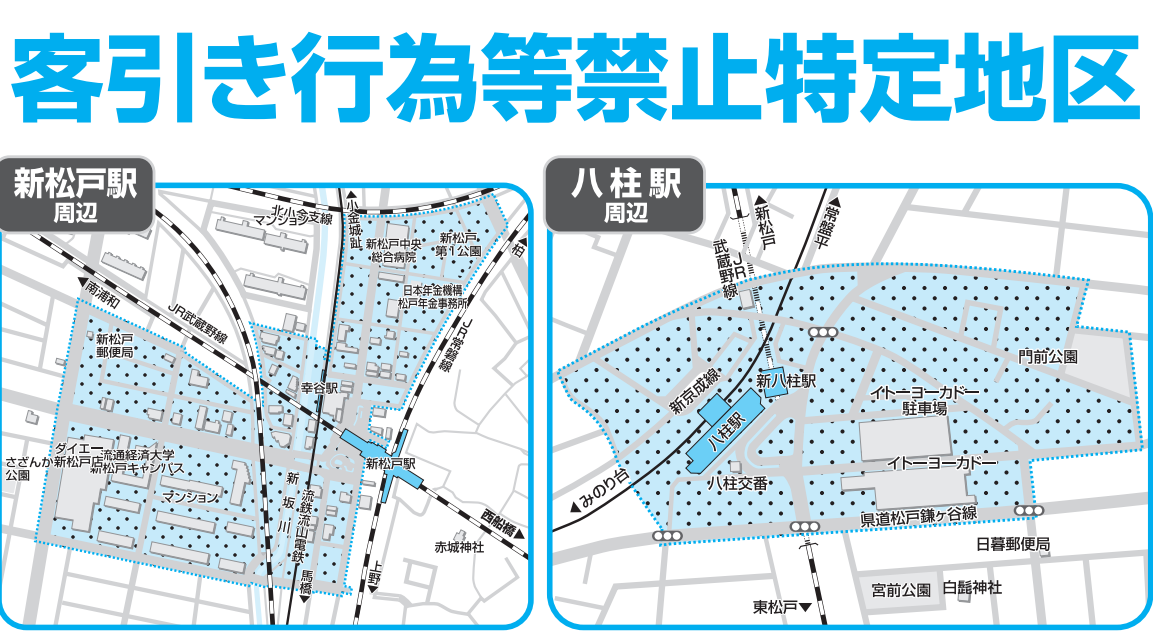
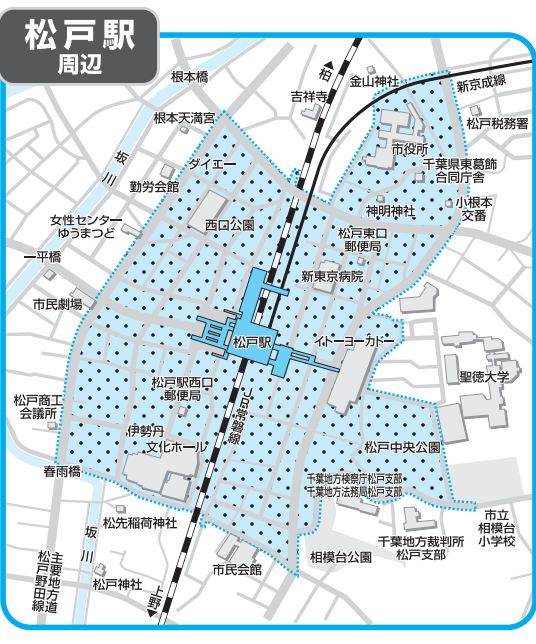
違反店舗に土地または建物を提供する者に対し、違反に関する情報を提供します。
- 誓約と支援**

客引きしません!

誓約書

支援します。

客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む者は、客引き行為等をしないことを市長に申し出ることができます。また、市長は、申し出をした者に対し、必要な支援を行うことができます。



客引き行為等禁止特定地区

犯罪情報等をメールで配信しています


市では、携帯電話・パソコンなどに「松戸市安全安心メール」を配信しています。

配信カテゴリ 犯罪・交通安全・不審者情報
防災・災害・大気汚染情報・生物

※受信するカテゴリは選ぶことができますが、行方不明高齢者情報など特に緊急性の高い情報は、いずれかのカテゴリで配信登録をしている全ての方に配信されます。

登録方法

下記のQRコードまたはURLから登録サイトにアクセスし、空メールを送信。

 URL <https://service.sugumail.com/matsudo/>
 ※携帯電話で直接空メールを送信する場合は、下記メールアドレスに送信してください。
 ✉ tmatsudo@sg-m.jp
 ※パソコンから登録する場合は、下記URLから登録サイトにアクセスし、登録情報を入力。
 URL <https://service.sugumail.com/matsudo/member/>

<登録操作上の注意>

- ・いずれの登録方法でも、操作を完了すると本登録用のメールが届きます。案内にしたがって本登録を行ってください。
- ・迷惑メール設定をしている人は、事前に“sg-m.jp”ドメインからの受信を許可してください。
- ・本登録用のメールが届かない場合は、受信設定やメールアドレスを再度ご確認ください。

マナーを守る人の住むまちへ

松戸市安全で快適なまちづくり条例では、次のことが市内全域の公共の場所で禁止されています。

- ・ポイ捨て
- ・落書き
- ・犬、猫のフンの放置
- ・置き看板などを道路に置く行為
- ・客引き行為等
- ・ピンクビラの掲示、配布
- ・通行を阻害して行う営利目的の路上宣伝行為

※公共の場所での歩行喫煙はやめましょう!

重点推進地区(松戸駅、新松戸駅、八柱駅、東松戸駅、北松戸駅、馬橋駅、北小金駅)の公共の場所において、「ポイ捨て」「指定場所以外での喫煙」をした場合、過料2,000円の罰則となります。

また、「落書き」「犬・猫のフンの放置」「置き看板等を道路に置く行為」「ピンクビラの掲示、配布」「通行を阻害して行う営利目的の路上宣伝行為」は、指導・勧告後、改善のない場合は、過料又は氏名等の公表の対象となります。

※客引き行為等に関しては、本紙の2～3ページをご覧ください。

重点推進地区にはこのような標識・標示があります。

駅を出たところに

路上喫煙及びポイ捨て禁止
重点推進地区
2,000円の過料徴収します
松戸市
路上に

この地区は松戸市安全で快適なまちづくり条例における重点推進地区です

この地区でのポイ捨て・喫煙行為(指定場所を除く)については2,000円の過料徴収します

松戸市市民安全課
366-7285


街路灯などに

「子ども110番の家」にご協力をお願いします

市では、子どもの安全を守るため、学校、松戸市安全都市協議会、松戸市防犯協会連合会と連携し、地域の皆様のご協力を得て「子ども110番の家」を設置しています。

ご協力いただける場合は、学区の小学校または市民安全課までお問い合わせください。後日、小学校を通じてプレートとマニュアルをお渡しします。

※この事業でけがなどをした場合は、市主催の行事等に係る災害補償に関する規則に基づいて補償されます。



自主防犯活動補助金制度をご活用ください

市では、自主防犯団体に対して青色回転灯装着車両の燃料費の補助を行っています。補助対象や利用方法など詳細はお問い合わせください。

防犯用品の貸与

市では、5人以上で防犯活動を行っている団体に防犯用品の貸し出しを行っています。希望する団体は、年4回の防犯パトロール旬間に間に合うように申請してください。

<貸与申請に必要なもの>


- ①申請書(要、代表者印)
- ②活動計画書
- ③実施者名簿

※詳細はお問い合わせください。
 ※防犯活動中の事故に備えて保険もありますのでご相談ください。

◆貸出品一覧

のぼり旗	パトロール用
	空き巣防止用
	ひったくり防止用
	ちかん防止用
	振り込め詐欺防止用
	車上狙い防止用
	登下校注意用
	のぼり旗用ポール
	青色回転灯※(着脱式)
	青色回転灯車両用シール
	たすき
	反射ベスト
	腕章
	誘導灯

※青色回転灯を車両に装着する場合は警察の許可が必要です。




市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業

地域の防犯力を向上するため、公道を撮影対象とする防犯カメラを軒先等に設置していただける市民・事業者の方を募集しています。この防犯カメラ事業にご参加いただける方には、工事費及びカメラ等機器類の費用を対象とした補助金を交付します。

事業・補助金制度の詳細及び参加申込についてはお問い合わせください。

防災・防犯型自動販売機を設置しています

松戸市防犯協会連合会では、松戸・松戸東警察署と連携して、防災・防犯型の自動販売機を設置しています。犯罪発生時に情報を表示したり、災害発生時に飲料を提供します。また、売り上げの一部が防犯活動に使われています。自販機は公園等に53台設置されています(平成30年1月現在)。



「犯罪ゼロの日」キャンペーン

松戸市防犯協会連合会では、市民の皆さんの防犯意識の向上を目的とし、毎月15日を「犯罪ゼロの日」に設定して啓発を行っています。

毎月15日には、市内の公園などを指定してキャンペーンを開催し、自転車用ひったくり防止かごカバーを配布しています。(15日が土・日・祝日の場合はその前の平日に開催します。)

時間：午前10時～10時30分
 定員：100人
 (1人1個、カバーを取り付ける自転車由来の人限定)

キャンペーンの開催情報については、市のホームページまたは「広報まつど」各月1日号をご覧ください。市民安全課までお問い合わせください。

掲載内容に関するお問い合わせは松戸市 市民安全課まで
 TEL : 047-366-7285 メール : mcanzen@city.matsudo.chiba.jp